

生涯学習センターの利用に係るセルフチェックシート

利用団体や利用方法によっては使用申込手続きや利用料金が一般の利用と異なる場合があります。このシートのチェック内容を参考に、手続き方法を判断させていただきますので、ご記入の上窓口にお出してください。ご不明な点は窓口にお尋ねください。

Q1 団体の利用か、個人事業主の利用か

団体(グループ)→Q2へ 個人事業主→Q4へ

Q2 裏面の表に掲げる法人名義で利用する(裏面の表をよくご確認のうえお答えください)

はい→2. 5倍の利用 いいえ→Q3へ

Q3 代表者または主宰者がセンターを利用した活動で収入を得ている、または主宰者が裏面に掲げる法人である

はい→2. 5倍の利用 いいえ→Q5へ

【代表者または主宰者がセンターを利用した活動で収入を得ている例】

- ① 講師が、会員(受講者)を募集し、会費や月謝等を集める場合
- ② 自主学习グループの形でも、講師や上部団体等が実質的な運営をしており、収入を得ている場合
(自主学习グループ会員が、会計管理をしておらず、講師等が管理している等が該当します。)

Q4 個人事業主(個人で事業を行い収入を得ている者)が、センターで個人事業に関わる内容で利用する
(例: 私塾の講師による私塾、個人経営の従業員採用試験や面接、研修会など)

はい→2. 5倍の利用 いいえ→Q5へ

Q5 センターを利用した活動で参加者から金銭を集める

※前売り券など、館外で事前あるいは事後に金銭を授受する場合を含む

金銭を集める 金銭を集めない→Q6へ

- 特定の会員やメンバーから徴収している会費→Q6へ
- 参加者本人が消費・使用するものにあてる原材料費(資料代除く)→Q6へ
- 入場料、参加費、受講料、資料代など上記以外の全ての金銭→2. 5倍の利用

Q6 センターを利用して実施する活動に付随して、以下のいずれかの行為を行う

- ・物品等の販売 ・有償での役務の提供(例: 有料講座や有料相談会や有料美術品鑑定等)
- ・特定の業界、会社、サービス、事業、商品の説明や宣伝など(事後、営利行為につながる活動)

はい→2. 5倍の利用 いいえ→一般利用

(ふりがな)

利用団体名: _____

(ふりがな)

代表者名: _____

代表者連絡先: (- -) (記入日 年 月 日)

生涯学習センターの利用について

営利を目的とした団体・個人の利用や、金銭を集める利用をする場合、

利用料金が 2.5 倍の利用に該当する場合があります。

利用料金が 2.5 倍の利用に該当するかどうか、表面の**生涯学習センターの利用に係るセルフチェックシート**でご確認ください。

○原則、利用申請ごとに利用料金 2.5 倍の利用に当てはまるかどうか確認させていただきます。ただし、継続的にセンターをご利用いただいている利用者さまは、セルフチェックシートの継続保管により、利用申請ごとの記入を省略することができます。

⇒グループの代表者の交代や活動内容に変更があった場合、随時セルフチェックシートの更新をお願いします。

⇒記入から相当期間経過した場合、セルフチェックシートの更新をお願いすることがあります。

【よくある質問】 どんな費用を集めるときに利用料金が 2.5 倍の利用になるの？

⇒どのような名称かではなく、費用の性格で判断します。

- ・会費……………グループに所属する特定の会員（メンバー）から徴収し、グループで管理し、グループ運営のために消費する費用のこと。
- ・原材料費……調理実習の食材や工作の材料など、本人が消費する材料に充てることが容易に確認できる費用のこと。
- ・会費と原材料以外の費用を徴収する場合、利用料金が 2.5 倍の利用となります。
 ☆部屋代や講師謝金の弁償に充てるなど、利益を上げることが目的としていなくとも、不特定の来場者から金銭を募る場合、いかなる名称であっても利用料金が 2.5 倍の利用となります。
 ☆資料代は、紙代に加え原稿料の性格をもった費用が含まれる場合があり、客観的な価格の判断が難しいため、原材料費には含みません。

利用料金が 2.5 倍になる法人一覧

い	一般財団法人(非営利型以外)	し	社会保険労務士法人	ち	中小企業等協同組合(事業協同組合・連合会、事業協同小組合・連合会、信用協同組合・連合会)
	一般社団法人(非営利型以外)		商工組合・連合会(出資)		
	医療法人(社会医療法人以外)		商店街振興組合・連合会		
か	株式会社		消費生活協同組合・連合会	と	投資法人
	株式会社設立の学校		信用協同組合・連合会		特殊会社
	監査法人		信用金庫・連合会		特定目的会社
き	共済水産業協同組合連合会		森林組合・連合会		土地家屋調査士法人
	行政書士法人	す	水産加工業協同組合・連合会		特許業務法人
	漁業協同組合・連合会	せ	生活衛生同業組合・連合会(出資)	な	内航海運組合・連合会
	漁業生産組合		生活衛生同業小組合	の	農業協働組合・連合会
こ	合資会社		生活協同組合・連合会		農事組合法人
	合同会社		生産森林組合		農林中央金庫
	合名会社		税理士法人	へ	弁護士法人
し	事業協同組合・連合会		船主相互保険組合	ゆ	有限会社
	事業協同小組合・連合会	そ	相互会社		輸出組合(出資)
	司法書士法人	た	たばこ耕作組合		輸出水産業組合
					輸入組合(出資)
				ろ	労働金庫・連合会